

ご存じですか？

ヘルプカード・ヘルプマーク

ヘルプカード

ヘルプカードは、障害などがあるために援助を必要とする方が携帯するものです。困っていることを伝えることが苦手な方などが、必要な支援や配慮の内容を記入し携帯できるよう、市が作成しました。

ヘルプカードには、手助けしてほしい内容を書けるようになっています。

ヘルプカードを身に着けている方が困っていた場合は、カードに書いてある内容に沿った支援をお願いします。

配布対象 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つている方、難病の方



ヘルプマーク

ヘルプマークは、援助や配慮を必要とすることが外見からはわからない方が身に着けるものです。周囲の方から援助が得やすくなるよう、東京都が作成しました。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけたら、電車内で席をゆずるなど、思いやりのある行動をお願いします。

配布対象 妊娠初期の方など 痛みや人工関節を使用している方、内部障害や難病の方または義足や人足の方など



カード・マークの配布

いずれも対象の方へ、市役所1階障害福祉課窓口で配布しています。

※ヘルプマークは数に限りがあり、無くなり次第配布を終了しますが、都営地下鉄・ゆりかもめ・多摩都市モノレール各駅（一部を除く）などで配布しています。配布先に確認の上、受け取ってください。

9月は「燃やせるごみ分別強化月間」

市では、燃やせるごみの減量を推進するため、毎年2・5・9月を「燃やせるごみ分別強化月間」としています。

燃やせるごみの中に資源化できるものを入れていませんか。

次のポイントに注意して、資源化できることは燃やせるごみではなく、資源として分別してください。

分別ポイント

❖ 3種類のごみ袋を設置

紙類を入れる「雑紙」用、菓子の袋などを入れる「容器包装プラスチック」用、ティッシュなどを入れる「燃やせるごみ」用の3種類のごみ袋を置くなどすると、簡単に分別することができます。



❖ 古纖維

カーテンやシーツ、布切れなどは「古纖維」として、ひもで束ねて資源Aの収集日に出してください。

多少の汚れがついたものや穴が開いているものでも資源になりますが、雨などで濡れると資源になりません。雨の日を避けて出してください。

て汚れを落とし、資源Bの収集日に透明または半透明の袋に入れて出ししてください。



❖ 生ごみは水切りを

燃やせるごみの減量のため、生ごみの水切りにもご協力ください。

❖ 展示を行います

強化月間にあわせて、分別や減量などの方法について展示します。

日 時 9月1日(火)～11日(金)の午前8時30分～午後5時
会 場 市役所1階ロビー

「J意見をお寄せください 意見公募手続

羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・じーじと創生計画（案）

国では、急速な少子高齢化の進展に伴う人口減少により生ずる諸課題を解決するため、「まち・ひと・じーじと創生法」を制定し、国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成するとともに、魅力ある多様な就業の機会を創出することで、地方創生を図ることとしています。

その上で、地方公共団体に対し、「まち・ひと・じーじと創生法」の趣旨に沿い、客観的な分析に基づいて地域の課題を把握し、将来展望を提示する「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定を求めています。羽村市では、平成22年をピークに人口が減少傾向にあり、今後、労働力の確保をはじめ、社会保障制度の円滑な運用、財源の確保など、さまざまな課題に取り組んでいく必要があります。

そこで、羽村市では、先駆的に地方創生に取り組むため、国の地方創生施策を参考に、将来目標人口を定める人口ビジョンと羽村市独自の地方創生施策を盛り込んだ地方版総合戦略を策定することとし、「羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・じーじと創生計画（案）」をまとめました。皆さんからのご意見を募集します。

提出先・問合せ 羽村市企画政策課企画政策担当内 314
〒205-18601（所在地記載不要）FAX 554-
2921 ☎ s101000@city.hamura.tokyo.jp

募集期間 9月1日(火)～15日(火)（午後5時必着）
意見を出せる方 市内在住・在勤・在学の方および施

策などに利害関係を有する方

提出方法 必要事項を記入し、郵送・ファックス・Eメールまたは直接提出先へ（様式は問いません）

※電話での受付はできません。

※必要事項は、各閲覧場所・市公式サイトで確認するか、問い合わせてください。

※持参の場合の受付時間は、土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時です。

閲覧場所 9月1日(火)から、市役所1階市政情報コーナー・市役所3階企画政策課窓口（土・日曜日を除く）・図書館（月曜日を除く）

※計画（案）の内容は、各閲覧場所のほか、市公式サイトでもご覧いただけます。

注意事項

- 住所・氏名などの必要事項が記入されていない場合は、受け付けることができません。
- 意見に対する個別の回答はしません。
- 受け付けた意見は、個人情報を除いた上で、市の考え方を付して市公式サイトなどで公表します。
- 案件に対する賛否を問うものではありません。

例外

- 次の焼却行為は例外として認められています。
 - 伝統行事・風俗習慣や宗教上の行事のための焼却行為（どんど焼きなど）
 - 農業・林業を営むためのやむを得ない焼却行為（害虫駆除・霜害対策など）
 - 日常生活を営む上で行われる軽微な焼却行為（庭先でのたき火、キャンプファイア、バーベキューなど）
 - 学校教育および社会教育活動上必要な焼却行為
- ※廃タイヤや廃塩化ビニールなどの廃棄物焼却行為は、いかなるときも禁止です。
- ※周辺生活環境へ支障がないよう、十分に配慮し、事前に近所の方への周知などをを行い、トラブル・苦情などが生じないようにしてください。
- ※煙が出る時は、事前に消防署に相談し、揚煙届出などの手続きを行ってください。

「J存じですか? 燃却行為の決まりJと!」

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」と「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」により、次のことが定められています。

禁止

